

消防参第140号
平成22年4月1日

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

消防庁長官
(公印省略)

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する
省令等の公布及び施行について

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第40号）が、別添1のとおり平成22年4月1日に公布され、これに伴い、救助活動に関する基準の一部を改正する件（平成22年消防庁告示第9号）が、別添2のとおり同じく平成22年4月1日に公布され、それぞれ公布の日から施行されることとなりました。

今回の改正は、世界各国でテロ災害が頻発している状況等にかんがみ、「化学剤検知器」及び「検知型遠隔探査装置」を救助隊が備えるべき救助器具として新たに追加するため、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）及び救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号。以下「告示」という。）の一部を改正するものです。

具体的には、「化学剤検知器」を、特別高度救助隊は必ず備えるものとし、特別高度救助隊を除く救助隊は地域の実情に応じて備えるものとして、新たに省令別表第1及び告示別表に追加するものです。

また、平成21年度に開催された「救助資機材の高度化等検討会」では、化学剤検知器等を搭載する構造を有し、遠隔操作により探査装置等を操縦できる救助器具である「検知型遠隔探査装置」について検討し、消防機関への実戦配備の考え方をまとめました。この検討結果を踏まえ、「検知型遠隔探査装置」を、特別高度救助隊及び高度救助隊は地域の実情に応じて備えるものとして、新たに省令別表第3及び告示別表に追加するものです。

なお、「検知型遠隔探査装置」を地域の実情に応じて備えるものとしたことは、

特にN B C 災害発生の蓋然性が高いと思われる地域において積極的に整備され、N B C 災害への対処能力の強化が図されることを期待しているものです。

貴職におかれましては、この旨ご理解いただくとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

(連絡先)

総務省消防庁国民保護・防災部参事官付

担当：清水参事官補佐、後白事務官

TEL : 03—5253—7507 (直通)

FAX : 03—5253—7576